



子ども家庭支援センターに「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置し、
ヤングケアラーへの支援を強化します！

令和4年12月22日
区長記者発表

令和4年9月 ヤングケアラー実態調査を実施

■子どもを対象にした調査■

家族などの面倒を見ている子どもが、区がヤングケアラーと把握していた件数より多かった！



本人や家族にヤングケアラーの認識がない

困っても周りに相談していない

早期発見や子どもの状況把握と同時に、いかに家庭に介入していくかが課題！

■高齢者・障害者・子育て支援に関わる事業所を対象にした調査■ ※数値は速報値

Q あなたは「ヤングケアラー」という言葉を聞いたことがありますか？

A 「聞いたことはあり、事業所として意識して対応している」……………25.6%

「聞いたことはあるが、事業所としては特別な対応をしていない」…………… **61.1%**

言葉の認識はあるが、「ヤングケアラー」に関する取り組みがなかなか進んでいない！

関係機関や事業者の「ヤングケアラー」への意識を高め、潜在的ヤングケアラーを早期発見！
家庭の状況を把握し、速やかに適切な支援につないでいくことが必要！

令和5年度
から

そこで

ヤングケアラー・コーディネーター を配置して組織体制を強化！

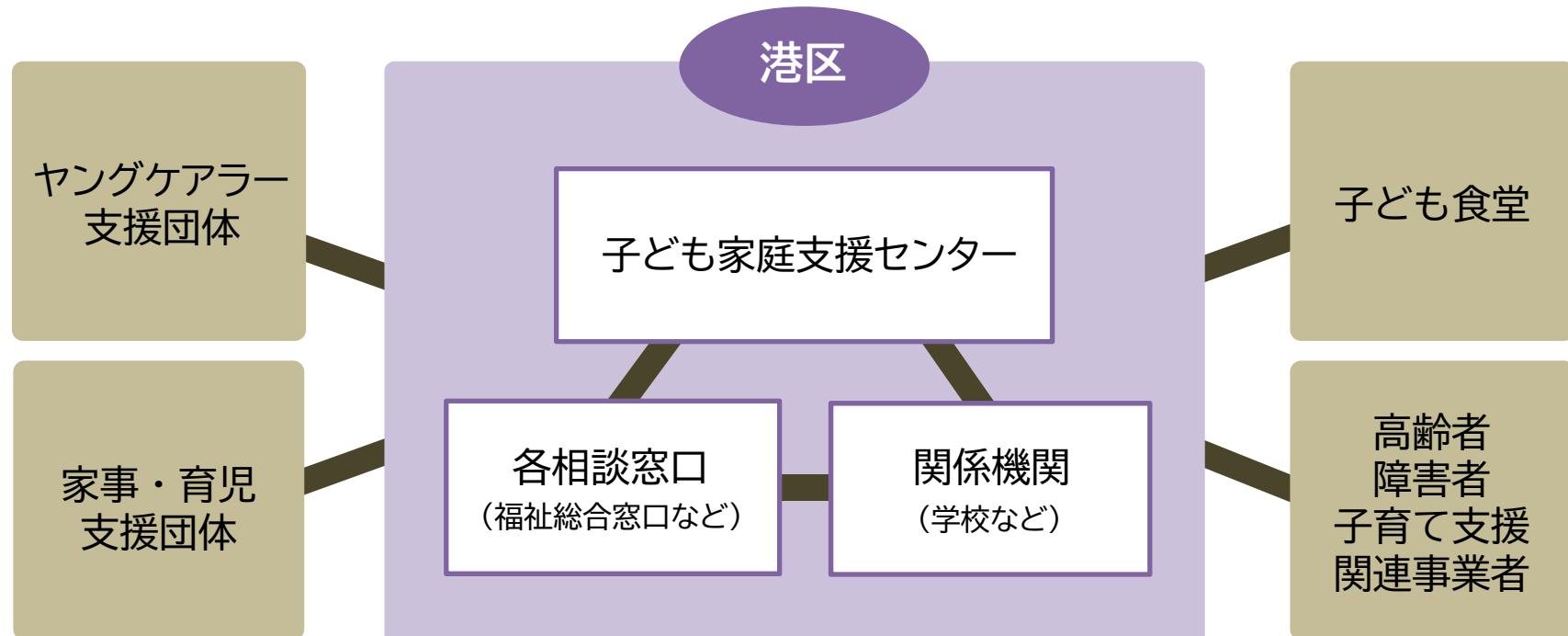
相談窓口となる職員や支援者に助言・指導をするスーパーバイザーの役割を担う！

- | | |
|-------|---|
| ■配置人数 | 2人(週4日勤務) |
| ■配置時期 | 令和5年4月1日から |
| ■要資格等 | 社会福祉士、精神保健福祉士または保健師の資格を有し、かつ虐待相談や生活保護ケースワーカーなど福祉相談経験3年以上 |
| ■業務内容 | <ul style="list-style-type: none">●府内関連部署からの相談を受けて助言●区民への周知や、区職員や事業所職員など支援者向けの研修を実施●ヤングケアラー支援に関する関係機関とのケース検討会などの調整や、民間団体との具体的な支援などについて連携を図る |



コーディネーター配置による効果

現在の支援体制



コーディネーター配置による効果

令和5年度からの支援体制

